

財團 法人 大阪職業紹介所 振興会
大阪職業紹介所開設45周年記念
至昭和六年



所介紹業職阪大ノ代時業創



大阪市立中央図書館



1045695937

5E

事 理



助利澤金



衛兵平森



七政念上



藏庄木青



郎次民井簡



加藤徳次郎



八瀬徳三郎

(戊) 就職者職業調査	二宿泊	(一) 本籍對年齢別	三
		(二) 年齢對職業別	四
		三歳入歳出	五
		六	
第四 沿革資料及文獻			
一 大阪職業紹介所設立始末	二 大阪職業紹介所設立趣意書	三 大阪職業紹介所參觀記	四 大阪職業紹介事業(文獻)
二 附錄	一 大阪職業紹介所寄附行爲	二 大阪職業紹介所規則	三 大阪職業紹介所規程
三 附屬勞働寄宿舎	四	五	六
四役員	五	六	七
第五附錄			
第一沿革	二 大阪職業紹介所規則	三 大阪職業紹介所規程	四 大阪職業紹介事業(文獻)
財團大阪職業紹介所貳拾周年報(自明治四拾五年至昭和六年)	一 大阪職業紹介所寄附行爲	二 大阪職業紹介所規則	三 大阪職業紹介事業(文獻)
第一沿革	四	五	六
明治四十二年時の内務省床次地方局長は東京大阪の二大都市に公設職業紹介所の必要を感じ兩市當局に對し其の設置を獎勵せるも大阪市に於ては容易に之が設立を觀るの運びに至らざりしかば時の市會議員青木庄藏は大に之を遺憾なりとしが設立の急務を岡島千代造外數名の同志に諮り折しも八瀬徳三郎が先年神戸に於て布教の傍ら職業紹介所を經營し其後東京に移りて之が研究に從事せる由を聞き同人を招きて之が經營の任を託する事となりたれば明治四十四年十二月その設立趣意書を發表し大阪職業紹介所の名の下に全市に數箇所の職業紹介所を創立せんことを計畫し先づ南區裏美須町憲兵屯所跡に地をトし之が設立に着手するや偶々同所は舊今宮村共有的賣庫(御綱旨を奉安せる)に隣せしかば這般の地域に労働者を出入せしむるは皇室に對して不敬なりとの附近一帯の住民の反対運動に加ふるに斯業の如き益々勃興するに於ては營業上的一大脅威なりとの口入業者、木賃宿業者等の反対運動も頗る猛烈なりしを以て關係官公署に於ては此等反対運動の調停は愚か斯業の許可さへも逡巡一時は實現の程も危まれたれども遂に萬難を排し翌四十五年二月財團法人の許可を受け現所在地たる舊憲兵屯所跡を大阪市より借り同所の建物に大修繕を加へ別に宿泊所を増築し同年六月一日より職業紹介並に宿泊救護事業を開始し趨へて大正八年五月更に事務所及び宿泊所を改築し今日に及べり是れ本法人沿革の大要なり。			

第一沿革

法財人團
大阪職業紹介所貳拾周年報（自明治四拾五年至昭和六年）

明治四十二年時の内務省床次地方局長は東京大阪の二大都市に公設職業紹介所の必要を感じ兩市當局に對し其の設置を獎勵せるも大阪市に於ては容易に之が設立を觀るの運びに至らざりしかば時の市會議員青木庄藏は大に之を遺憾なりとしが設立の急務を岡島千代造外數名の同志に諮り折しも八瀬徳三郎が先年神戸に於て布教の傍ら職業紹介所を經營し其後東京に移りて之が研究に從事せる由を聞き同人を招きて之が經營の任を託する事となりたれば明治四十四年十二月その設立趣意書を發表し大阪職業紹介所の名の下に全市に數箇所の職業紹介所を創立せんことを計畫し先づ南風恵美須町憲兵屯所跡に地をトし之が設立に着手するや偶々同所は舊今宮村共有的賣庫（御綱旨を奉安せる）に隣せしかば這般の地域に労働者を出入せしむるは皇室に對して不敬なりとの附近一帯の住民の反対運動に加ふるに斯業の如き益々勃興するに於ては營業上的一大脅威なりとの口入業者、木賃宿業者等の反対運動も頗る猛烈なりしを以て關係官公署に於ては此等反対運動の調停は愚か斯業の許可さへも逡巡し一時は實現の程も危まれたれども遂に萬難を排し翌四十五年二月財團法人の許可を受け現所在地たる舊憲兵屯所跡を大阪市より借入れ同所の建物に大修繕を加へ別に宿泊所を増築し同年六月一日より職業紹介並に宿泊救護事業を開始し超へて大正八年五月更に事務所及び宿泊所を改築し今日に及べり是れ本法人沿革の大要なり。

歲 入 歲 出

(自明治四十五年至昭和六年
經濟常費、臨時費)

年別	歲入			歲出							
	事業收入	補助金	寄附金	雜收入	計	給料	雜給	需用費	營繕費	其 他	計
大正元年	一、一一、五	六、三	六、三	一、二、九	一、一、〇〇、三						
同二年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同三年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同四年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同五年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同六年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同七年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同八年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同九年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十一年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十二年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十三年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十四年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十五年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
同十六年	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						
合計	一、一、〇、五	六、三	六、三	一、一、〇、五	一、一、〇〇、三						

大正元年寄附金中理事出資金ヲ含ム、大正八年營繕費中家屋建築費一萬七千二百餘圓、修繕費七百九圓、寝具費六百九十九圓、設備費四百餘圓ヲ含ム、大正十二年營繕費中現在敷地一百五十六坪購入費一萬五千九百九十九圓ヲ含ム、昭和三年需用費中備品費三千三百八十九圓ヲ含ム、昭和四年營繕費中家屋建築費二千七百五十圓、修繕費四百九十五圓等ヲ含ム。

第四 沿革資料及文獻

一大阪職業紹介所設立始末

人は自然に社會的性情を備へ居るが故に、寂寥なる農村の生活を厭ひ、繁華なる都會の生活を好む、殊に農産の進歩が人口の増加に伴はざるに當りては農民は其の土地を失ひ生計に困難を感じるが故に、賃銀労働者と變じて都會に集中するに至るべし、最近の調查に依れば獨逸にては全國民の五割七分、英國にては七割九分が一小區域の都市に集中すと云ふ、是れ文明社會の趨勢にして人力の左右すること能はざる所なり、我邦に於ても此種の趨勢の著しきことは今改めて述ぶるの要なからん、都市の膨脹は諸種の社會問題を誘起せしむ、若し一朝商工業の不振に依りて、勞働の需要と供給との平均を失はんか、忽ち世を擧げて飢餓の慘境に陥らしむ、假令ひ平時と雖も需要と供給と相調和せざる爲め窮境に陥る者亦決して鮮少ならざる也、斯る狀態を其儘に放任するに於ては、彼等は自暴の極に馳せ浮浪無賴の徒と化して社會に危害を加ふるに至らん、然らば之が救濟の方法果して如何、予が謂ゆる職業紹介事業の必要茲に有り。

我國の職業紹介所即ち通稱雇人口入屋の數は頗る多く、我大阪市のみにても昨年末に於て其數三百五十戸内百六十戸は藝娼妓酌婦の仲介、百七十戸は下女下男及び労働者の紹介、十七戸は身元保證業者の多きに亘ると雖も、彼等は單に目前の營利を主眼として、雇主被傭人の利害をば何等眼中に置かざるが故に、幾多の弊害の隨伴せるものある也、即ち或は過分の紹介手數料を徴収し、或は手數料を利するの目的を以て被傭人に對して頻繁に紹介を爲し、或は職業紹介の外に金貨業宿泊業飲食店等を密に兼營し、若くは此等の營業者と共謀して被傭人の膏血を絞るの行動を爲し、將た或は契約の背叛を勧誘する等其他幾多の之に類する弊害は此の雇人口入業者に於て從來既に明に認められたる事實なり、之を海外の事例に徴するに各國何れも國家若くは慈善團体の經營に係る職業紹介所の設けなきは無く、此等諸邦の中にも最も盛大なるは獨逸にして、苟くも商工業地として認めらるゝ都市には、此種の事業の設立せられざるはなく其數凡そ二百を算すと云ふ、獨逸に亞きて最も隆盛なるは英國にして二百五十の紹介所を有し、一ヶ年約二百萬圓の經費を支出し四十餘萬人の失業者に職を授けつゝある也、佛國、丁抹其他の諸邦に於ても職業紹介所の設けなき所は無く、生産事業の發達に連れて愈々その必要を認めらるゝに至る、我大阪市は巴里、柏林、東京に亞き倫敦、紐育、維納よりも人口稠密せる、世界中第四位の大都會なるに、一の公益的職業紹介所の設けなきを慨し、市會議員青木庄藏は之を岡島千代造、岡島伊八、中村伊三郎、金澤利助、森平兵衛等に諮りて其の賛同を得しかば、明治四十五年一月遂に左の設立趣意書を發表し、現在の南區惠美須町二丁目七十一ノ一及び七十二ノ一の市有地一百六十坪の無償借用の許可を得、其の建物八十坪の拂下を受け之に大修繕を加へ更に三十坪の寄宿舎を増築し、明治十五年六月一日を以て業務を開始し、維持會員及び贊助員諸氏の援助は勿論廣く有志諸彦の贊助の下に一年間の歲月を経過して、茲に第一期の報告書を出版するに至れるは實に吾等の感謝に堪へざる所也。（大正二年五月）

二 大阪職業紹介所設立趣意書

當今經濟狀態の變革は動もすれば中產階級の民をして其產を傾かしめ、細民をして其業を失はしむ、刻下大阪市内に流浪せる失業者浮浪人の數は無慮數千人を下らざるべし、彼等の多くは身體に疾病的故障ありて普通の労働を取ること能はざるが爲め、自然に生存競争場裡の落伍者たらざるを得ざる也、彼等は窮乏の餘に窃盜罪を犯すか、乞丐の群に身を墮すか、或は自から死を招くか、此三者中の一を擇ばざるべからざるの悲境に陥れるなり、浮浪人の多くは飢餓凍餒の爲めに自暴自棄して犯罪の危險性を有するに至る、是れ實に國家の患の存する處なれば社會政策上特に注意を要する所也。義に畏くも仁愛に富ませ給ふ聖上陛下は彼等の窮状に深く御懸念あらせられ、内帑の金壹百五拾萬圓を御下賜あり、無告の窮民をして其賴る所あらしめよと宣ひき、苟も臣民たる我等は特に聖旨に畏みて窮民の救恤に盡瘁し、今後聖慮を煩し奉るの機會を絶滅せんことを期せざるべからず。

然れども窮民に金錢又は物品を施與するは彼等をしていよいよ乞丐根性を增長せしめ、獨立心と德義心とを減殺せしむる虞あるが故に、理想的の救民救助法としては輒近泰西諸國に行はるゝ職業紹介事業に如くはなし、即ち職業紹介事業は失業者に金錢を施す代りに職業を與へ、彼等をして自ら助けしむる一種の慈善事業たるなり、職業紹介業は英語にて「エンブロイメント、エキスチエンジ」と云ひ、之を邦語に俗譯すれば桂庵即ち雇人口入業なり、我國の桂庵は營利を主眼として個人の營む所の事業なれども泰西の職業紹介所は營利を度外に置き經濟界の利益を主眼として失業者に職業を紹介すると共に、企業家のために所要の使用人を供給せんと努むる公益事業にして、多くは市町村の直接經營に係れるものなり、西曆一千八百八十七年の慈善大會に於ける研究に依れば、二萬七千九百六十一人の窮民中殆ど其半ばは救助よりも職業を與ふる必要あるものなりと云ふ。

救助よりも労働を興ふる必要あるもの

四〇・四%

連續救助の必要あるもの

一〇・三%

一時救助の必要あるもの

二六・六%

救助すべからざるもの

一一・七%

然るに從來の慈善事業にては斯る區別を誤り、濫りに金錢若くは物品の施與に重きを置きしが故に徒らに憤民を養成し反て彼等に不道徳を教ふるに異らざる結果を生ぜし也、諺に云ふ「窮民を絶滅せんと欲せば先づ彼等をして勤勞せしめよ」と實に勤勞以外に彼等を救済するの途あらざる也、既に獨逸、佛蘭西、英吉利、丁抹、北米合衆國等に於ては各都市到る處に公設職業紹介所を設け驚くべき効果を擧げつゝあるなり、我政府も茲に觀る所ありて大に該事業の設立を奨励せられために東京市に於ては市内に公立私立の職業紹介所十個以上を見るに至れり、我等も同志と共に先づ大阪市内に二箇所の模範職業紹介所を創立し、無料を以て諸般の職業及労働を紹介し特に一百名を容るゝに足る寄宿舎を設けて労働者を宿泊せしめ、之を慰撫監督し以て幸福なる生涯を送らしめん事を期す、其主任者として多年細民の研究に従事し、失業者に對して熱き同情を懷ける八瀬徳三郎氏を迎ふる事となりたれば、茲に我儕の企圖する所を世に公にし、廣く有志諸彦の贊助を仰がんと欲す、冀くは上は 陛下の聖旨を畏み下は同胞の窮乏を憐み、以て臣民としての本分を盡されん事を。

明治四十四年十一月

發起人 岡島千代造
金澤利助
中村伊三郎
岡島平兵衛
森藏

三 附 屬 勞 動 寄 宿 舎

木質宿の弊害はナカ／＼激しい、二十歳以下の犯罪者の十中八九は木質宿で悪化された者である、貧民の過半は木質宿の生活を送つた者である、監獄が惡事修練の場所であると同様に、木質宿は惡事を見聞するに屈就の場所である、故に當所附屬の労働下宿は此等の青年を收容して、大に道徳的感化を興へて見たい仕組である。次に機械工業の發達に連れて作業上の危険が殖へ、労働者の負傷疾病の場合も大に増して來た其の上に、雇主と被傭人の間に主従的温情が破壊され、往時のやうに雇主が被傭人を保護するの義務が無いと云ふ工合になつて來たから、當所は青年以外の労働者をも收容して彼等の保護を以て任ずる決心である。當所には法話とか講話とか云ふやうな事は一回も催した事は無い、當所の精神教育の方針は「清潔」の二字である、泰西の諺にも「清潔は神聖に近い」とあるやうに清潔は衛生上有益であると共に道徳上にも有益である、「耳から」でなく「眼から」である、故に一日一回の入浴は規則として守らせて居る、便所と浴室と衣具の三つを以つて彼等を教育して居る者である。

宿泊料は一泊五錢で、食事は一切外で喰べる仕組である、晝間は何等の理由があつても在宿を許さない、朝は五時の振鈴と共に一同床を離れ、五時半には一人も残らず仕事に出掛ける、晩の五時にならねば泊めない、全く軍隊的である、故に怠惰なものは連も宿泊する事が出來ない、今まで不規律な生活に慣れた者に規律ある生活の習慣を付けるのが當所唯一の目的である、昨年八月一日開業の日から本年四月三十日までの收容延人員は一萬三千三百七十人で目

下の収容人員は一晩七十人である、當所は宿泊希望者頗る多く毎晩八時には満員であるから地方出の堅氣な労働者に限り宿泊を許可して居る。(大正二年五月)

四 大阪職業紹介所參觀記

今宮は新世界前恵美須停留所で電車を降りて西へ二丁、又二丁ほど紀州街道を往けば、東側屋上に「男女職業無料紹介所」の屋根看板が高く掲げられ其の軒下には「労働下宿」の大看板が掛けている、表面の掲示板には「人夫入用」、「職工入用」などの廣告が何十枚となく貼出されている、男女の入口は左右に別れ「男紹介部」「女紹介部」の暖簾が掛けている、店の間も衝立を中心に男女を隔て、控室も應接室も男女席を異にしてある、店の正面の帳場には番頭然と事務員が控へ、其兩脇に長さ一間程の受付臺を列べ、數人の求職者が求職申込用紙に姓名、原籍、年齢、保證人の住所、姓名、職業及び希望の職業、給料などを記入して居る、既に男の控室には老若十數人の求職者が待合せ、新聞を読むもの、菓を喫するもの、談話に耽るもの、ナカ〜騒々しい、女の控室にも東雲、島田、銀杏返しの影が看へて居る、中央の一室が應接室で求職者を順々に呼入れ、主事が求職申込用紙に照して細密に質問を試みる、其の過半は保證人の確實でないために謝絶される、職工日雇は保證人を要しないけれども、其の他は市内に一戸を構へた確實な保證人を要する規定である、主事が確實と認めた者は、求職申込用紙と雇入申込用紙とを照合せ、或は獎勵を與へ、或は戒飾を加へ、懇ろに彼等の決心を促してゐる、幸に求職者の資格が雇主の雇入條件に合格すれば、之に紹介状を與へて雇主の許に赴かせる、電話のある所へは一應電話で交渉を遂げ然る後に紹介状を與へてゐる、雇主の方から雇入の通知が來れば直に人を派して保證人の身元を取調べ、確實と認むれば保證書を差入れ、引續き本人の身元を取調べるため原籍へ照會するさうである、電話で雇入申込をするものが多いと見へ電話はチリンチリンと掛り通しである、

室内には大阪市内諸工場の場所、勞銀、労働時間、下宿料の一覽表を掲げ労働者の参考に備へて居る、執務時間は午前九時から午後五時まで日曜日の他は何日でも執務してゐる、附屬の労働下宿は二階建一棟と平家建一棟とで約一百名を泊め出来ることが出来る寄宿舎の二階からは天王寺公園や新世界が手に取るやうに見へる晚などは通天閣のイルミネーションで晝のやうに明るい、蒲團は極上等で紺の香が高い、浴室は十人位は一度に浴ることが出来る、便所はベンキ塗で清潔である、何處も彼處も掃除が行き届いて塵一本も目に付かない、彼れ走れる中に労働者は三々五々疲れた足を曳いて歸つて来る、来るは、来るは法被股引の人夫も来る、洋服の職工も来る、綿の羽織の店員も来る、皆表の受付で一泊五錢の料金を拂ひ、先を争ふて湯に飛び込む、此の室も彼の室も見るゝ満員になつて仕舞ふ、後から来たものは皆謝絶されて居る、寄宿舎の方では新聞を讀むもの、将棋盤に向ふもの、歌を誦ふもの、隨分陽氣である、折々はドツと高笑の聲も舉がる、午後九時が門限で十時が就眠時間後は一切談話を許さぬさうである、表の受付では棟梁風の男が来て翌日の人夫雇入の談判をしてゐる、此處では一日二日の臨時人夫の雇入申込にも應ずるさうである、やがて門口を出づれば「御宿一泊五錢」「酒を飲まぬ堅氣なお方は誰でもお泊め申します」と書いた大提灯が暗の往来を照して居る。(明治四十五年七月參觀者誌)

職業紹介事業

八 濱・徳三郎

左の一篇は大正五年仍ち今を去る約十五年前の起草に係り北野職業紹介所第一年報の巻頭に掲げたるもの當時に在りては職業紹介事業は極めて幼稚にして其の數僅に指を屈するに足らず隨つて本事業に關する文献また見るべきもの無かりし時代なれば今更めて本篇を閲讀するに其の載すべきを載せず取るべきを指て議論明晰ならず引照また誤謬少からず闕誤の疑ひ漏略の憾み頗る多く到底之を改刪修復するに非されば江湖讀者の清覽を損すること能はざるや論なきも當年に於て夙に本事業の國營を提倡し聯絡統制の必要を主張せるが如きは聊か愛惜の情なきに非ず一般社會の進歩は流丸の如く駆々として進み其の底止する所を知らざるに獨り本事業に在りては其の現状果して如何ぞ是れ予輩が匪底を探りて再び本篇を茲に掲載する所以なり讀者幸に咎むる勿れ。

一千八百八十四年獨逸帝國議會に於て社會主義取締法の討議せらるゝに際し宰相ビスマルクは勞働權即ち失業の際各人は職業を請求する権利ある事を承認し且つ其の根據を普國憲法に求めて之を辯護せりと云ふ此は貧富の懸隔愈々甚だしく四民平等の思想益々勃興し將に階級闘争の端を開かんとするを憂ひ之を未然に防がんと欲せる偉大なる愛國者の主張なりと雖も之を彼の勞銀の標準を定め其の標準額に満たざる時は公共團体より其の不足額を補助すと云ふギルバート條例の結果に徴するも或は佛國革命後に起されたる國立勞働場の成績に照すも勞働權の承認に依りて失業問題を解決せんと欲するは頗る困難なりと謂はざる可らず何となれば自己の行爲に對する責任を解除せらるゝに於ては怠慢と不注意に陥り易きは人類の弱點なればなり果して然らば失業問題に對し國家は之を傍観して可なり乎或は他に

適當なる手段を施して之を保護するは國家の義務にはあらざる乎是れ予が本論を草し江湖讀者の示教を仰がんと欲する所以なり。

職業の意義

(一) 生活資源としての職業。聞く羅馬法には勞働てふ文字なく且つ其の觀念さへもなかりしと此は羅馬全盛の頃は兵力を以て生活の資料を奪取し若しくは奴隸を使役して之を生産せしめ自ら額に汗して之を獲得せしことなかりしが故なり斯の如く生活に窮せざる者に取りては職業又は勞働の觀念頗る乏しく且つ職業と生活の關係極めて縁遠きが如きも謂ゆる手より口への勞働階級に於ては職業の目的は生活維持の爲にして勞働の動機は米鹽の責を獲んが爲めなり即ち慾望——勞働——充足は彼等の經濟行爲の原則なりと謂ふべし然るに人口の増加に比して職業の増加少なく世路徒らに艱難にして職業愈得易からず失業は彼等を驅りて盜をなさしめ淫を鬻がしめ諸般の惡事を逞ふせしむる犯罪の總數中に於て職業の缺乏は實に其の百分の一二十を占む貧者の墮落は其の失業より來ると言ふを妨げざるなり失業の結果は盜をなすか飢餓に迫りて死するか二者その一を擇ばざるべからず實に失業は彼等に對しては死刑の宣告なり否死刑は唯だ犯罪者其人を殺すのみなれど失業の宣告は妻子眷族をも其の厄に連坐せしむるが故に眞に死刑以上の嚴刑なりと謂ふべし世人は昔時の奴隸を以て人類中最も憐む可き者なりと考ふれども若し生命の安全を以て人類に最も緊要なものとすれば昔時の奴隸は却て今日の勞働者よりも幸福なりしならん何となれば奴隸には自由はあらざりしも生命の安全は之を保障されたればなり文明國の法律は何れも生命及財産の安全を保障されども今一步を進めて職業の保障に對し何等かの方策を施すに非すんば國家の安寧を維持すること能はざるならん。

(二) 自我發展としての職業。勞働の目的は單に飢を充し渴を醫するを以て甘んずるものに非す尚ほ進んで社會の聲

聞を求める自己の勢力を張らんとの慾望を有す之れシモラ教授が認識を求むる衝動と稱しブレンタノ教授が創造せんとの慾望と謂へると其の意相合ふ勞働は人に衣食の資を供すると共に其の人をして人格を養成せしむ即ち木匠が家屋を建築するは其の人格を建設し農夫が田畠の雜草を艾除するは其の心田の雜草を刈除し丁稚が店頭を掃除するは其の心の塵を掃除し妻女が衣服を洗濯するは其の心の汚れを洗濯する所なり聖人カライルが「勞働は神聖なり」と叫びしは此等の意義を道破せるに外ならじ果して然ば失業は各人に飢餓の苦痛を與ふると共に其の品性修養の機會を失はしむ殊に人は終日何をも爲さずして過すこと能はざるもの其の心は常に思ひ其の手は絶へず勤きて何事をか爲しへ物を作り出さんば止まさるものなり實に無爲の生活ほど人に苦痛を與ふるものはあるざる可し人類に勞働の必要なるは少年に遊戲の必要なるが如く幼兒に玩具の必要なるが如し若し幼兒より玩具を奪ひ少年に遊戲を禁じたらんには其の結果如何職業は人生の快楽なり生活の趣味なるが故に人は何をも求めず何をも望まざるとき猶ほ勤き尙ほ働くかんと欲す活動は人類の慾望なり本能なり古人が活劇は寧ろ慾望に先つと云へるは眞に知言と謂ふべし果して然ば失業は人類の物質的生活に對する死刑の宣告なると共に精神的生活に對する死刑の宣告たるなり此の點より云へば失業の苦痛を感する者は單に貧困者のみにあらずして富者も尙ほ失職の厄に災せらるゝ場合頗る多し斯く觀じ來れば職業の意義極めて深長にして失業者の苦痛また深甚なりと謂ふべし予は失業問題を經濟上の問題より分ち更に風教上の問題として世人の一考を煩さんと欲す謹にも「貧すれば鈍す」と云へるが如く失業の爲に身體及精神の活動を奪はれ或は煩悶のために精神錯亂し或は無爲のために能力耗減せる者少なからざるは平素屢々予の見聞せる所なり。

(三) 天職としての職業 西暦一千七百八十九年米國ボストン府に於て當時の職業を調査せるに其の種類二百を算へたるも今や二萬以上を擧ぐることを得べしと云ふ即ち職業の種類は文化の發達に連れて愈々増加するも之を大別すれば「トレード」(TRADE) 営利的職業、「ビジネス」(BUSINESS) 事務的職業、「プロフェッショナル」(PROFESSION)

智識的職業の三種に分類することを得ん而して此の三種類の他に「コーリング」(CALLING) の一種類あることを知らざるべからず此は「呼ぶ」(CALL) より起りし言語にして神が其の聖業に從事せしむるため幾多の人間の中より呼出せる事を意味し最初は主として僧侶の職業を指せるも現在に於ては一般の職業にも此の文字を使用するに至れるは職業の社會的意義を大いに高調せるが爲めなり仍ち職業の社會的意義より謂はば營利的職業にあれ事務的職業にあれ智識的職業にあれ皆均しく「コーリング」(CALLING) と謂はざるべからず佛典に「資生業皆是佛道、汝等所行是菩薩道」とあるは各自の職業を以て絕對無限に對する行業と觀念すべし各自の任務を以て絕對無限の命する所の職分と觀念すべしとの意味なり彼のザクフェルトが「職業の目的は人が自己を表現すると同時に社會國家に貢献するに在り」と謂へるが如く何人も其の從事せる職業の社會的意義を自覺し以て國家同胞の爲め貢獻する所あらざる可らず而して其の職業の社會的責任は資産・地位・智慧・學識・力量・健康等の程度に於て之が義務を負ふべきものにして昔或る人が一人の奴隸を買はんとて之に向ひ「予汝を買はゞ忠實に立ち働くや如何」と語りければ奴隸これに答へて「貴下に買はるゝも買はざるも予は常に忠實に立ち働くべし」と云へるが如きは眞に天職の意義を諒知せる者と謂ふべし職業の意義果して然ば之が取捨選擇を個人の自由に放任し或は之が斡旋紹介を營利業者に一任するが如きは其の非なること固より言ふを待たざるなり。

職業紹介事業の必要

職業紹介所は勞働の需要を發生若くは創造せしむるものにあらざれば之に依りて失業を消滅せしむること能はざるや論なきも該制度が勞働の需要と供給とを調節し更に進んで失業の増加を防止するの機能あるは疑ふの餘地なきなりコモンズが職業紹介所の定義を下して「職業紹介所とは勞働の賣手と買手が諸種の困難と無益の時間とを防ぐため其

の需要供給の投合を圖る場所なり」と謂へるが如く本制度は労働の流通力を増加し既存の労働需要に對し供給を調節するの作用を爲すが故に企業者は之に依りて労働者と雇用するの経費を節約し併せて自己の欲する労働者を容易に發見するの便宜を受け労働者も亦之に依りて就職口を搜求するの費用と時日と其の間の生活費と併せて賃銀とを失ふの不幸より救はるゝ事を得るなり是れ泰西諸國に於て夙に本事業の發達せる所以なりと謂ふべし本邦に於ける這般施設は未だ發達の域に達せず之に類似せるものとして (一)雇人口入業 (二)人夫受負業 (三)人市の三種を擧ぐることを得るのみ請ふ此等の内容に就て以下少しく之を説かん。

(一)雇人口入業 今を去る二百九十五年前の法規に口入宿主取締の箇條あるに従すれば我邦の雇人口入業は遠く江戸開府の時代に源を起し幾多の變遷を經て遂に今日の發達を見るに至りしなり然れど彼等は單に目前の營利を主眼として雇用者間の利害をば何等眼中に置かざるが故に幾多の弊害の隨伴せるものあるを見る即ち或は過分の紹介手數料を徴収し或は手數料を利する目的を以て被傭人に對して頻繁に就職口の變更を勧誘し或は雇用者双方の希望を斟酌せずして猥に紹介を爲し或は口入業の他に金賃業、宿泊業、飲食店等を皆に兼營し若しくは此等の營業者と共に謀して被傭人の膏血を絞るの行爲を爲し或は契約の背反を勧誘し將た他人の子弟を誘拐する等其の他幾多の之に類する弊害は此の口入業者に於て從來既に明に認められたる事實なり而して口入業に於ては主として僕婢の周旋を爲し其の手數料は給料額の歩合に依りて定められたるもの(最高百分の二十は大阪、愛知、岐阜—最低百分の五は熊本、和歌山、宮城、長野)給料額に依らずして定められたるもの(最高十圓乃至一圓二十錢京都——最低五十錢以下兵庫)等ありて全國的に一定せざれども此等の手數料を雇主及雇人より等分に取立つる規定なり(註、大正十四年十二月十九日内務省令第三十號を以て營利職業紹介事業取締規則公布せられたるも紹介手數料の金額に就ては別に一定の規定なし)尙口入業の一體に寄子專業者なる者あり此は大阪にては「入方」と云ひ専ら料理、理髪、湯屋、麵類、蒲鉾、鯛、米

春、妓丁等の職人に限りて周旋せり彼等は營業主を親方と呼んで其の家に寄食し親方の命に依りて通勤又は住込にて業に就く其の手數料は給金の五分乃至一割を毎月徴収し親方の宅に使用せる器具や疊の新調費は子分の義務として出金せしむ。

(二)人夫受負業 此の種の營業者は多く下宿業を兼營し工場又は土木受負師等と結託して所要の労働者を供給す宿料は一日五十錢前後にして食料其の他の取扱金に對しては五歩乃至一割の利息を課し十五日以内に退宿する者には一割増の宿料を請求するの規定なり最初手數料として五十錢を徴収し爾後毎日賃銀の一割又は二割を跳ねるが故に労働者は如何に勤儉するも無錢一文も貯蓄すること能はざるなり彼等の中最も弊害多きは男女職工の募集に從事せる周旋屋、紹介人、募集人等にして彼等は甘言を以て無智の婦女幼少者を誘惑し或は甲工場使用中の職工を誘引し其の姓名年齢を偽らしめて之を乙會社に周旋し或は地方人の無智に乗じて不當の契約を締結せしめ以て多額の手數料を詐取する者等あり其の他職工の雇入、解雇、募集に伴ふ弊害は實に枚挙に遑あらざるなり。

(三)人市 賣買市場に被傭人を列座せしめ通行人の望に應じて年期、又は日雇として労働を賣買せしは洋の東西の別なく古代より行はれ支那、朝鮮、本邦に於ても今尚ほ行はるゝ地方あるが如し彼の「立ん坊」と稱して路傍に佇立し人の求めに應じて車の先曳、又は後押をなせる者の如きは即ち其の風の遺れるものなり大阪のみにても此の「立ん坊」の溜場は天満、難喉場、木津等の市場を始め住吉街道其他二十數箇所に達し之に從事する者の數は三千名を超ゆるとも敢て下らざるべし殊に砲兵工廠、兵器廠其他荷揚場等に聚集せる下等労働者を擧ぐれば其の數無慮一萬人に上るならん彼等は毎朝一定の時間に此等の場所に集合して職を求めるんと欲し百人を要する場所に二百人三百人も集合せらるため其の過半は日々職に就くこと能はず爲に此等の場所は失業者の集窟と變じ喧嘩、口論、賭博、放歌の巷と化し風紀上戰慄すべき現象を呈するを見る若し此等の労働市場における労働の需要供給を調節し有無相補ふ事を得たらん

には彼等の就職率は順に増加し労働効率も亦た之に伴ふて増加するに至らん。

聞くロンドンに於ては一千八百九十二年チャーチルス・ブースの改良案に従ひ労働者を常備と日雇とに區別し各船渠を通じて中央局を設け労働の需要供給を調節する事とせしかば失業者數は著しく減少し一千九百三年には常備八割二分餘、日雇一割七分餘となれりと云ふ要するに此等の例は雇人口入業、寄子又は入方、人夫受負業等の場合に於ても同一の効果を奏すること確實なり例へば僕婢又は職人に就て考るも、口入業者は各自孤立して營業を爲し相互の間に何等の聯絡なきが故に一方には雇人の充溢を訴へ他方には其の拂底を告げ爲めに雇主又は被傭人の不平と嘆息とは常に吾人の聞く所なり若し公益的職業紹介所ありて相互に氣脈を通じ一所に空位あらば他所より之を補充し一地方に充員を告ぐれば之を他地方に捌く事を得たらんには其の効果蓋し僅少ならざるべし按するに労働市場の組織の不完全は失業者を増加し失業者の労働能力を減殺し浮浪の遊民を生ずるの傾向あるが故に労働市場の調節機關としての公益的職業紹介事業の設立は片時も忽諸に附する事能はざる焦眉の急務なりと知るべし。

職業紹介事業の組織

(一)失業の原因 失業の豫防及その救濟を論ぜんと欲せば先づ失業の原因に就て講究せざるべからず世人は労働者の怠惰放逸を以て失業の最大の原因と認むるの風あれども往年スツットガルト市に於て行へる調査の結果に據れば此の種の原因は事實上割合に少なきものゝ如く當時に於ける失業者の九割五分弱は全く斯る惡習の風聞なき者なりしと云ふ次に疾病は如何と謂ふに獨逸帝國に於ける調査に據れば失業の原因中最も多きは疾病にして失業全數の一割乃至四割に及べりと失業の原因中最も重きを置くべきは労働者の任意的退職と雇主の解雇の多數を占むる事なり前述せるスツットガルト市の調査に依るも失業者全數の三割九分は此の原因にありしと傳ふ此は傭者被傭者間に於ける舊來の家

長的主從的情誼頽廢して單純なる法律的契約的關係發達し兩者の反目愈々鮮明となりて動もすれば直に其の關係を破却せんとするの氣風を醸生したるにありと謂ふべし殊に機械の發明、技術の發達、產業組織の進歩は労働者を犠牲に供する場合頗る多し蓋し本邦に於ては這般の調査統計なきが故に一概に之を斷言すること難けれどもスツットガルト市の調査の結果は之を本邦の労働事情に照し考ふるに其の經濟事情を異にするが故に多少の差はあるも這般の傾向の顯著なる事は予輩平素の實驗に據りて斷言する事を憚からざるなり惟ふに往時に在りては生活の程度低かりしため例令失業のため飢餓に頻する者あるも自他共に其の苦痛を感じること割合に彰著ならざりしも當今に於ては世態一般に奢侈に流れ享樂の機會著しく増加せし結果失業者と一般世人との生活上の懸隔一層甚しく感知せらるゝに至れり往時に於けるよりも著しく集中的に發現するに至れり是れ失業問題を専門に附すること能はざる所以なりとす。

(二)失業救済の責任 要するに失業の原因是勞働者の疾病に在りとするも或は傭者被傭者の不和に在りとするも將た或は產業組織の性質上に在りとするも失業の重荷を不幸なる失業者のみに負はすことは何れの點より論するも不可なりと謂ふべし果して然らば失業者救済は何人の責任なりやと云ふに吾人は失業原因の多くが社會的經濟的原因なるに鑑み之が救済の責任は國家に在りと謂はざるべからず惟ふに失業の場合に業務又は救済を請求するの權ありとの觀念は歐洲に於ては其の淵源遠く十六世紀に發し一千七百九十二年及び九十三年の佛國憲法、一千七百九十四年の普國憲法等には之を認め貧民に勞働又は救助金を與ふる義務を國家若くは公共團體に認むる旨を規定せりと云ふ殊に輓近英國に於ては一千九百五年勞働黨は保守黨内閣に迫つて失業者に對して勞働を給與すべき國家の義務を認むる法案を議會に提出せしめ更に一千九百八年には失業者法案を提出し遂に一千九百九年には職業紹介條例、一千九百十一年には強制失業保険條例を發布せしむるに至れり而して其の他の歐洲諸國に於ても現代法制の原則の許す限りに於ては能ふ

だけ労働権を認めんとするものゝ如し蓋し予が茲に労働権に對する歐洲法制の一般を叙せしは労働権の承認に依りて失業問題を解決せんと欲するに非ず或は人民に労働請求権ありと云ふにも非ず要は唯だ慈善事業や不備なる二三の法規を以て失業問題を解決せんと欲する人々の姿を辯じ失業者の救濟は國家の大責任なる事を警告せんがためにして決して他意あるにあらざるなり。

(三)失業救済の機關 失業の豫防及その救済の機關として古來實施せられしもの曰くギルバード條例、曰く國立労働場、曰く窮民授産事業等二三にして止まざれども皆均しく弊害多くして永續すること能はざりき然れど職業紹介事業は産業の発達に連れて愈々發達し今や社會政策として文明諸國に其の設け無き所稀なるに至れり而して其の組織に就ては(一)労働組合の經營に因るもの(二)雇主組合の經營に因るもの(三)慈善團体の設立に因るもの(四)公共團體の經營に係るもの(五)國家の經營に因るもの等の五種あり乞ふ少しく之を論ぜん。

労働組合の經營に因る紹介制度 労働組合が其の組合員の失業の場合に失業救助金を支出するに當りては職業紹介制度を設くるを要すべく且労働の需要供給の地方的不平均を除去せんと欲せば此の制度に依らざれば其の目的を達すことを得ざるべし殊に労働組合が企業家に對する地位に於ても此の紹介組織に依りて大いに勢力を張るが故に紹介制度は労働組合の權力手段と看做すことを得べし既に戰闘手段として利用せらるゝの傾向あるが故に雇主は一般に此の紹介組織を好まさるの風あり之れ労働組合の經營せる紹介事業が殆んど全く手工業的工業の方面に限られ爾餘の工場的工業に在りては頗る微々たるを免れざる所以なり。

雇主の經營に係る紹介制度 雇主の經營に係る紹介制度は労働組合の企業家に加へたる壓迫に對し自衛策として企圖せられたるものなり故に此は組合企業家に對し所用の労働者を供給するの機關たると共に契約違反又は其他の不法行為ありし労働者、殊に同監罷工運動に際して不穏の行爲ありし労働者をして組合企業家に雇はるよに至るを防止す

るの機關たるなり然れど此種の紹介制度は單に雇主の利益のみを謀らんとするの缺點あるが故に労働者は一般に之を利用するを好まさるの風あり之れ此種の紹介制度が労働組合のそれと共に顯著なる發展をなすこと能はざる所以なり。

慈善團体の設立に因る紹介制度 慈善團体の紹介所は労働組合、又は雇主組合等の紹介制度の缺陷を補はんがために起されたるものにして獨塊諸國に於ては公共團體の補助の下に成立せるもの多く英米諸國に在りては宗教團體の設立に係るもの少なからず而して其の企業家及び労働者の双方をして其の經營に參與せしむるが故に被傭者被傭者双方の信任を博するの便宜ありと雖も多くは孤立的にして他所との聯絡なく且つ種々なる國家的後援を受くる特權なきが爲め其の成績顯著ならざるは止むを得ざる所なり今や此等の理由を以て慈善團体の紹介所は次第に公共團體の經營に移りつゝあるの状態なり。

公共團體の經營に係る紹介制度 市町村は救貧費用の負擔者として將た亦た社會的救護の當局者として須らく此の紹介事業にも着手する所なるべからずとは一般輿論の是認する所なり此種の紹介制度最も盛なるは獨逸にして一千九百八年の調査に依れば市町村立の紹介所數三百八十九、其の紹介件數は一ヶ年間九十三萬二千九百四十六件に及び此等の公益的紹介所數は一大聯合組合を組織して獨逸労働紹介所組合と稱し全國を通じて統一的の活動をなせるは大に注目に値せる所なり此種の紹介制度の特色は市町村の行政機關そのものを利用して各地方間の聯絡を謀る事、労力の需要供給の調節を圖るために公共的工事を左右するの便宜ある事、無償にて電信電話郵便等の交通機關を使用する事等なり而して其の缺點とする所は市町村更員の直接經營に因るがため役所的官僚的に流れ易き事、企業家又は労働者の事情に通せざる事、隨つて彼等の同情と信任を得難き事等なり此等の點に鑑み英國は傭者被傭者の双方より同數の委員を選出して委員會を組織し双方に關係なき官吏を以て委員長たらしむ獨逸にても企業家労働者双方の委員を

参加せしむるもの或は自治体の公吏のみを以て其の局に當らしむるもの相半ばするの状態なり要するに紹介制度の如く企業者又労働者に對して利害關係の多き事業は彼等の協力に俟つ所大にして純然たる官公吏のみの管理にては到底斯業を盛大ならしむること能はざるなり。

國家の經營に係る紹介制度　國家經營の下に職業紹介事業を開設せしは英國を以て嚆矢となす即ち一千九百五年政府は失業者條例を發布し幾多の紹介所は救濟委員會の下に開設せられたりと雖も其の効果を擧ぐる事少なからざりしを以て遂に一千九百九年職業紹介條例を發布し國立職業紹介制度を開始するに至りしかば英國の職業紹介事業は大に世人の注意を惹くに至れり該法に依れば倫敦に本部を置き全國を十一區に分ち人口十萬以上の都市には三十ヶ所の一等紹介所を置き人口五萬以上の都市には同數の二等紹介所を置き小都市にも尙ほ若干の支所を設け中央部の統轄の下に各地方間の聯絡を保ち相互に協力して一年間に一百十二萬餘人の求職者を取扱ひ年額三百卅餘萬圓の經費を支出せりと云ふ惟ふに職業紹介所の設立は國家自ら局に當るべきか將た或は之を市町村の經營に委すべきか或は其の設立は之を任意となすべきか將た或は之を強制すべきかの問題に關しては歐米に於ても今尙ほ識者の所見一致せる所なれば妄に予輩の卓見を陳すべき限りにあらざれども若し我が邦に於て紹介所の設立並に經營を市町村の任意に委せられたるには容易に其の實施を見ること能はざるべく假に之を強制するも自治体の權力にては從來の慣習並に利害關係より生ずる障害を打破すること難かるべし加ふるに輓近經濟界の動搖激しく一地方、一區域内に於て容易に勞力の需要供給を調節すること能はざる時期に於ては中央政府の統轄の下に統一的の活動を爲すにあらずんば眞に其の目的を達すること能はざるならん殊に中央政府の行政的干渉が多大の成績を擧げ得る本邦に於ては國營の紹介制度を以て最も効果ある施設なりと謂はざるべからず之を要するに予輩は失業に對する國家の責任より謂ふも若しくは職業紹介事業の性質より論するも紹介事業は國家自ら其の局に當るを以て最も適當なりと信ずる者なり。

第五　附　　錄

財團　大阪職業紹介所寄附行為

第一章　目　　的

第一條　本法人は失業者を保護救濟するため諸般の職業及び労働を紹介し且つ寄宿舎を設けて失業者及び労働者を宿泊せしめ之を慰撫監督するを以て目的とする

第二條　前條に掲げたる目的を遂行する方法は理事會の決議を以て別に之を定む

第二章　名　　稱

第三條　本法人は大阪職業紹介所と稱す

第三章　事　務　所

第四條　本法人の事務所は大阪府大阪市浪速區惠美須町二丁目百十六番地に置く

第五條　本法人は別紙目録の資産全部を以て基本財産とす
寄附者に於て基本財産となすべき旨を指定したる寄附金品は基本財産に織入るものとす

S. - 4 - 8

大阪市浪速區惠美須町貳丁目百拾六番地
常務理事 八濱徳
兵庫縣武庫郡今津町今津字東通南壹千六百
二
念

(大正八年三月就任)

事上急政
大東洋志書九編比通參丁酉五百四拾九番地

大陽市沿國九條北道
第一回

大清

周年

前理大

前 前
大 大
Y6 366
82
8029
八四分析
8029802
Y6 366

かえす日

昭和七年三月十三日發行

卷之三

大阪市浪速區惠美須町二丁目百十六番地

大陽職業紹介所
電話 戊六一〇番

電氣工程

大坂市此花區大開町一丁目一四〇

大坂市此花區大開町一丁目一四〇
刷者 中井 藤

大阪市此花區大開町一丁目一四〇

大阪市此花區大開町一丁目一四〇

新編印行

大阪市立中央図書館(でんわ 531-0551~3)